# クレーン取り扱い業務等特別教育講座受講報告

工作部門 機械加工技術班 石 梦燕

## 1. はじめに(目的等)

機械加工業務を行う際、重量物を運搬する作業が伴うケースがある。その運搬作業の省力化や合理化においてクレーンは不可欠なものとなっている。しかし、クレーンは重量物を運搬する機械であり、取り扱いを誤った場合には大きな事故、災害につながる恐れがあるため、労働安全衛生法第59条によりクレーンの運転業務に就く際には、特別教育の受講が必要である。災害を防止するために、クレーンの運転に関する知識、技能を身につけることを目的とする。

### 2. 期間・場所

期間:令和4年1月24日 ~ 令和4年1月25日 2日間

場所:東広島地域職業訓練センター

#### 3. 参加者等

学科及び実技5人

# 4. 研修内容

学科講習(1.5日間):

- 1. クレーンに関する知識
- 2. クレーンの取り扱い
- 3. 原動機及び電気に関する知識
- 4. クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
- 5. クレーンの運転のための合図
- 6. 関係法令

#### 実技講習 (0.5 日間):

- 1. クレーンの運転方法
- 2. 障害物の回避方法
- 3.「地切」前準備の「重心」合わせの方法
- 4. 荷の揺れの解消方法

#### 5. まとめと感想

クレーンの運転には様々な危険が潜んでいると理解した。今回の講習で学んだ知識を意識 し、原理原則を守り危険行為をしないようクレーンを日々の業務に活用していきたい。